信州まごころトイレ認定要領

第１　目的

　　この要領は、観光地の公衆トイレを女性や高齢者、子どもや外国人など全ての旅行者が快適に利用できるよう、洋式化やバリアフリー化など一定の基準を満たし、きれいなトイレを維持していく取組みが行われている観光地の公衆トイレや、設備、清掃など他の模範となり一般に開かれたトイレを、『信州まごころトイレ』と認定することにより、観光地等のイメージを向上させるために、必要な事項を定めるものとする。

第２　対象となるトイレ

　(1)　観光地トイレ整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて整備を行

ったトイレ

　(2)　主として観光旅行者の利用に供することを目的に設置された公衆トイレ(公共施設含む）

　(3)　上記のほか観光客が使用することができるトイレ

第３　認定の要件

　　信州まごころトイレは、別表に掲げる要件を備えていると認められるものとする。

第４　認定の手続き

　　認定手続きについては、次に掲げる手順とする。

　(1)　認定を希望する者は、長野県知事（以下「知事」という。）あてに、信州まごころトイレ認定申請書（様式第１号）を提出するものとする。

　(2)　提出先は、長野県観光部観光誘客課とする。

　(3)　知事は、現地確認及び聞き取り調査を行った後、申請内容が要件を満たしている場合、申請者へ信州まごころトイレ認定証（様式第２号）（以下「認定証」という。）を交付する。

　(4)　認定された者（以下「認定者」という。）は、認定証を当該トイレの入口に原則として貼付するものとする。

(5)　確認により要件を満たさない場合は、当該事項について認定要件不備改善書（様式第３号）（以下「改善書」という。）により改善を求め、認定者は改善の上、認定要件不備改善報告書（様式第４号）（以下「報告書」という。）を提出し、要件を満たすこととなった場合に認定証を交付する。

第５　認定の更新

　(1)　認定者は、認定後２年の範囲内で認定内容について自己点検を行い、自己点検報告書（様式第５号）を知事に提出する。

　(2)　知事は、前号の自己点検報告書を確認し、要件を満たしている場合は、信州まごころトイレとして更新出来るものとする。

　(3)　確認により要件を満たさない場合は、当該事項について改善書により改善を求め、認定者は改善の上、報告書を提出し、要件を満たすこととなった場合に更新することが出来る。

第６　認定の取消し

　　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

　　また、認定者は、認定取消しの通知を受領したときは、速やかに認定証を返還するものと

する。

　(1)　第５(1)又は(3)の報告書の未提出及び改善に不足があるとき。

　(2)　当該トイレの取壊し等により、認定者から認定取消しの申し出があったとき。

　(3)　やむを得ない事情により、認定者が更新を希望しないとき。

　(4)　認定が適切でないと判断されたとき。

第７　その他

　　この要領に定めるもののほか、「信州まごころトイレ」の認定に関し必要な事項は、観光部長が定める。

附則

　この要領は、平成26年９月12日から施行する。

　この要領は、平成28年11月18日から施行する。

　この要領は、平成31年４月１日から施行する。

【別表】

「信州まごころトイレ」認定要件

１　全てのトイレが満たすべき要件

　(1)　施設基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 主な内容 |
| 洋式化の推進 | ・男子トイレは大便器数、女子トイレは総便器数に対する洋式便器数の  割合が概ね２分の１以上 ※ |
| バリアフリー化 | ・男女トイレに各１個以上手すり整備及び、当該便器への段差解消 |
| 臭気対策 | ・尿が付着しにくく、清掃しやすい（目地が少ない）床面 |
| 明るいトイレ | ・採光窓等により明るいトイレ（最低50ルクス以上）とする。 |
| 案内等の表示 | ・トイレを見つけやすく、車いす利用可などの分かりやすい案内表示  ・清掃管理者名及び連絡先の表示 |
| 汲取り式トイレの解消 | ・水洗式トイレとする。ただし、立地条件等の技術的要因により水洗化できない場合はこの限りではない。 |

　　※（参考）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 総便器数 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７個以上 |
| 洋式便器数 | １以上 | １以上 | ２以上 | ２以上 | ３以上 | ３以上 | 概ね１／２以上 |

『総便器数』欄は、男子トイレは大便器数、女子トイレは総便器数、『洋式便器数』欄は、男女トイレの各洋式便器数　　例）総便器数が3個の場合⇒整備後は洋式便器数を2個以上にする。

　(2)　清掃基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 主な内容 | 項　目 | | 主な内容 |
| 便器 | 臭気 | 悪臭の有無 | 洗面台 | 鏡 | 水アカ等の汚れ等 |
| 本体の汚れ | 水アカ汚れ  尿石汚れ等 | 水洗器具 | 金属周りの汚れ等 |
| 周辺の汚れ | 小便の垂れ汚れ  尿石汚れ等 | その他 | ふち裏側の汚れ等 |
| 内装 | 床 | 尿石汚れ | その他 | 照明器具 | 汚れの有無  動作確認 |
| 壁・天井 | 汚れや落書き等の有無 | 全体 | トイレ内全体の悪臭の有無 |
| その他 | 虫などの死骸や埃の有無 | 清潔感 | 清潔感の有無（主観） |

　(3)　きれいなトイレを維持する取組み

定期的に清掃がなされている、県が行う観光地トイレ清掃研修会に市町村職員や地域住民・清掃担当者が参加するなど、快適なトイレを維持することにより、来訪者のおもてなしにつなげる取組みがなされる体制が構築されていること。